

公

示

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）の規定による令和6年4月23日付け公示の漁業共済加入区の一部を、令和8年5月25日から次のように変更する。

令和8年5月25日

香川県知事 池田豊人

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後		変更前	
小割り式2年魚ふぐ養殖業		小割り式2年魚ふぐ養殖業	
加入区の名	区域	加入区の名	区域
略		略	
2年魚ふぐ第712加入区	区第453号漁業権の漁場の区域のうち、点ロハを結ぶ線の間接点を点aとし（以下同じ。）、点イニを結ぶ線の間接点を点bとし（以下同じ。）、ロa、ab、bイ、イロの4直線に囲まれた区域	2年魚ふぐ第712加入区	区第453号漁業権の漁場の区域のうち、点ロハを結ぶ線の間接点を点aとし（以下同じ。）、点イニを結ぶ線の間接点を点bとし（以下同じ。）、ロa、ab、bイ、イロの4直線に囲まれた区域及び区第452号漁業権の漁場の区域のうち、点イロを結ぶ線の間接点を点aとし（以下同じ。）、点ハニを結ぶ線の間接点を点bとし（以下同じ。）、イa、ab、bニ、ニイの4直線に囲まれた区域
2年魚ふぐ第713加入区	区第453号漁業権の漁場の区域のうち、aハ、ハニ、ニb、baの4直線に囲まれた区域及び区第452号漁業権の漁場の区域	2年魚ふぐ第713加入区	区第453号漁業権の漁場の区域のうち、aハ、ハニ、ニb、baの4直線に囲まれた区域及び区第452号漁業権の漁場の区域のうち、aロ、ロハ、ハb、baの4直線に囲まれた区域
略		略	